

令和2年4月20日

検査受検者 様

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

### 検査証の有効期間延長について

日頃より、当協会の検査実施につきましてご協力いただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症まん延の影響に伴い特定機械の検査証の有効期間延長措置について厚生労働省労働基準局長より通達が発出されました。

つきましては、延長措置の申請及び延長措置後の検査受検に際し下記の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 延長措置の適用について【有効期間の延長が必要な理由】

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出の自粛が要請されること等に伴い、特定機械等を設置する事業場、登録性能検査機関において、性能検査の実施が困難であるため。
- ②プラントの定修工事に合わせて、登録性能検査機関のみならずプラントの各設備の補修等を行う多くの業者が輻輳する中で実施する性能検査等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から性能検査の実施が困難であるため。
- ③その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため当面性能検査を実施することが困難であるため。

#### 2. 延長措置が適用される検査証の有効期間

2020年4月20日から2020年7月31日までに有効期間が到来するもの。

#### 3. 延長される有効期間

4ヵ月を超えない範囲内で所轄労働局長が定める。

#### 4. 延長措置の申請について

延長措置の適用については、所轄労働局長の承認が必要となりますので、所轄労働局へ特定機械等の検査証有効期間延長申請書（別紙様式1）の提出をお願いします。

なお、労働局長が延長を認める場合には、特定機械等の検査証有効期間延長通知書（別紙様式2）により通知され、認められない場合には、特定機械等の検査証有効期間延長申請審査結果通知書（別紙様式3）により通知されることとなります。

#### 5. 性能検査の受検について

延長措置が行われた検査申込みは、特定機械等の検査証有効期間延長通知書（別紙様式2）の写しの提出をお願いいたします。

以上

# ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正 (検査証の有効期間の延長)

「特定機械等」※<sup>1</sup>は、その「検査証」※<sup>2</sup>の有効期間に限り使用可能。  
登録性能検査機関の「性能検査」に合格することにより、有効期間が更新される（有効期間は機械の種類により異なる）。

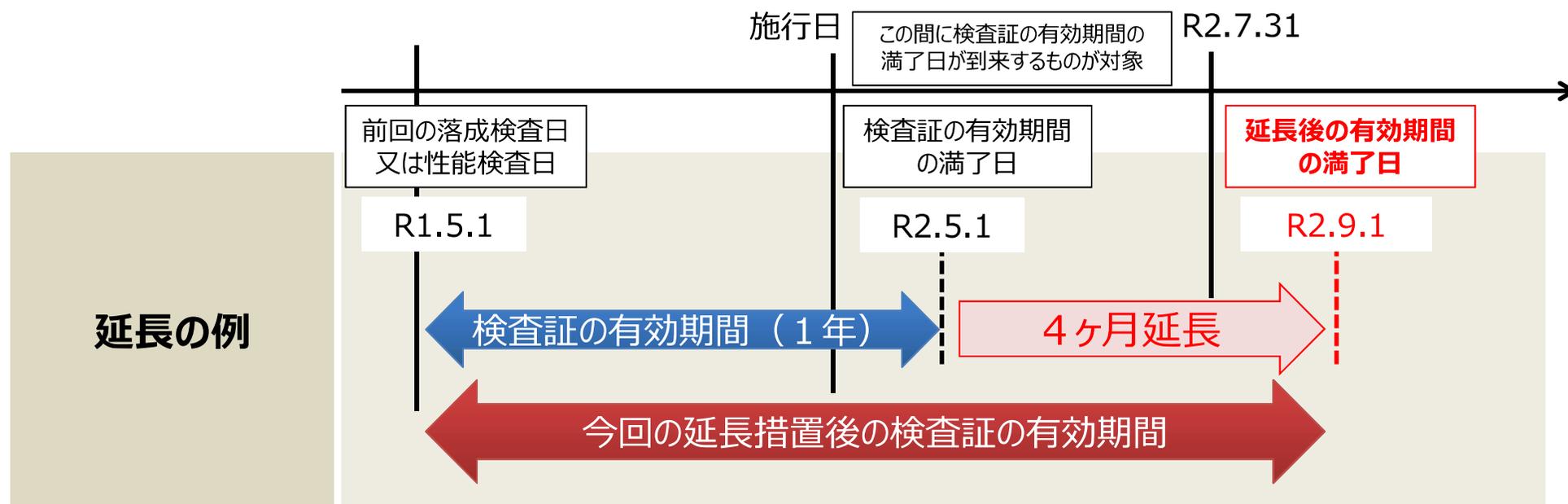
※<sup>1</sup> ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ

※<sup>2</sup> 移動式クレーン、ゴンドラは、製造時に都道府県労働局長の製造検査に合格することにより、その他の機械等は、設置時に所轄監督署長の落成検査に合格することにより、それぞれ「検査証」が発行される（有効期間は機械の種類により異なる）。

改正

令和2年7月31日までに有効期間が満了する「検査証」について、  
新型コロナウイルスのまん延の影響により、有効期間内の性能検査が困難と都道府県労働局長が認めた場合、**有効期間の延長（4ヶ月を超えない範囲）を可能とする。**

※ 建設用リフトの「検査証」は、リフトの廃止まで有効であるため、今回の延長措置の対象としない。



様式 1

## 特定機械等の検査証有効期間延長申請書

事業場の名称	電話 ( )
事業場の所在地	
有効期間の延長が必要な理由 注 1	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出の自粛が要請されること等に伴い、特定機械等を設置する事業場、登録性能検査機関において、性能検査の実施が困難であるため</p> <p>2 プラントの定修工事に合わせて、登録性能検査機関のみならずプラントの各設備の補修等を行う多くの業者が輻輳する中で実施する性能検査等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から性能検査の実施が困難であるため</p> <p>3 その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため当面性能検査を実施することが困難であるため</p> <p>( )</p>
有効期間の延長を申請する特定機械等	別添一覧表のとおり。注 2
有効期間の延長を申請する特定機械等に係る性能検査の実施を予定している登録性能検査機関の名称及び所在地	名称 所在地 〒

年 月 日

申請者氏名

印

\_\_\_\_\_労働局長 殿

注 1 : 該当する番号に丸を付けること。

注 2 : 一覧表には特定機械等の検査証番号、種類、検査証有効期間の末日、性能検査の実施が可能になると見込まれる日を記入すること。

注 3 : 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

様式 2

年 月 日

申請者 殿

●●労働局長

### 特定機械等の検査証有効期間延長通知書

年 月 日付けで検査証有効期間延長に係る申請があった特定機械等については、下記のとおり検査証の有効期間を延長したので通知する。

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 検査証の有効期間を延長した特定機械等及び延長した有効期間  
別添一覧表のとおり

#### 備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に労働局長に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

(別紙)

様式 3

年 月 日

申請者 殿

●●労働局長

特定機械等の検査証有効期間延長申請審査結果通知書

年 月 日付けで検査証有効期間延長に係る申請があった特定機械等については、下記のとおり延長を認定しないこととしたので通知する。

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 延長を認定しない特定機械等及び認定しない理由  
別添一覧表のとおり

備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に労働局長に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。